令和８年３月２５日

令和７年度第１２回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日　時　令和８年３月２５日（水）
午前９時３０分
場　所　美浦村役場　３階　大会議室

日　　程

１　開会
２　付議事項
議案第　１　号　美浦村教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程
議案第　２　号　美浦村立小中学校就学規則の一部を改正する規則
議案第　３　号　美浦村スクールバスの運行に関する要綱の一部を改正する要綱
議案第　４　号　美浦村学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則
議案第　５　号　美浦村立学校における学校運営協議会委員の委嘱について
議案第　６　号　美浦村学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
議案第　７　号　美浦村立保育所一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則
議案第　８　号　美浦村乳児等支援給付認定に関する規則
議案第　９　号　美浦村乳児等通園支援事業実施要綱
議案第１０号　美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱
議案第１１号　第２次美浦村子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
議案第１２号　美浦村社会教育委員の委嘱について
議案第１３号　美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第１４号　美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について
議案第１５号　美浦村スポーツ推進委員の委嘱について
議案第１６号　美浦村地域学校協働活動推進員の委嘱について
議案第１７号　美浦村立幼稚園管理規則の一部を改正する規則
議案第１８号　美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程
議案第１９号　美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程
議案第２０号　美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程
３　報告事項
報告第　１　号　令和７年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について
４　その他
５　閉会

議案第１号

美浦村教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

美浦村教育委員会事務専決規程（昭和５７年美浦村教育委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「、美浦村教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和３６年美浦村教育委員会規則第６号）第２条」を「、美浦村教育委員会事務委任規則（平成２年美浦村教育委員会規則第２号）第２条」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第１号　美浦村教育委員会事務専決規程新旧対照表

現行	改正後（案）
第１条　（略） （専決事項） 第２条　教育委員会は、その会議を招集する暇がないとき、又はその会議が成立しないときは、美浦村教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和３６年美浦村教育委員会規則第６号）第２条に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし、教育委員会規則の制定及び改廃については、軽易なものに限る。 ２　教育長は、前項の規定により専決した事務については、次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。	第１条　（略） （専決事項） 第２条　教育委員会は、その会議を招集する暇がないとき、又はその会議が成立しないときは、美浦村教育委員会事務委任規則（平成２年美浦村教育委員会規則第２号）第２条に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし、教育委員会規則の制定及び改廃については、軽易なものに限る。 ２　教育長は、前項の規定により専決した事務については、次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

議案第２号

美浦村立小中学校就学規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村立小中学校就学規則の一部を改正する規則

美浦村立小中学校就学規則（平成２５年美浦村教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１号中「就学（新入学）通知書（様式第２号)」を「入学予定通知書（様式第２－１号)、小学校入学通知書（様式第２－２号)、中学校入学通知書（様式第２－３号)」に改め、同条第２号中「就学予定者通知書（様式第３号)」を「就学予定通知書（様式第３号)」に改め、同条第３号中「就学（転入学）通知書（様式第４号)」を「転入学通知書（様式第４－１号)、編入学通知書（様式第４－２号)」に改める。

第８条中「就学（新入学）通知書」を「小学校入学通知書若しくは中学校入学通知書」に、「「就学（転入学）通知書」を「転入学通知書若しくは編入学通知書」に改める。

第９条第１項中「、就学義務猶予（免除）願（様式第５号)」を「、就学猶予・免除願（様式第５号)」に改め、同条第２項中「、就学義務猶予（免除）決定通知書（様式第６号)」を「、就学猶予・免除通知書（様式第６号)」に改め、同条第３項中「、就学義務猶予（免除）決定事由消滅届（様式第７号)」を「、就学猶予・免除決定事由消滅届（様式第７号)」に改める。

第１３条第２項中「(様式第１０号)」を「(様式第８号)」に改め、第５項中「、区域外就学承諾（却下）通知書（様式第１１号)」を「、区域外就学許可通知書（様式第１０号)」に改め、同項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　教育長は、第１項に規定する就学を承認しようとするときは、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に、区域外就学協議書（様式第９号）により通知し、協議するものとする。

第１４条第１項中「、学齢簿登載事項変更通知書（様式第１２号)」を「、異動通知書（様式第１１号)」に改める。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号

美　学　第　　号

年　　月　　日

様

茨城県美浦村教育委員会　印

健康診断通知書

学校保健安全法第１１条の規定により、就学時健康診断について下記の通り通知いたします。

記

就学予定者			
生年月日			
健康診断実施日		開始時間	
受付時間			
受付会場			
備考			

お問い合わせ先

茨城県美浦村教育委員会　学校教育課学務係

住所　茨城県稲敷郡美浦村受領１５１５

電話　０２９－８８５－０３４０

様式第２号を次のように改める。

様式第２－１号

美　学　第　　号
年　　月　　日

様

茨城県美浦村教育委員会　印

入学予定通知書

来春、小学校入学予定児童の入学までの日程（予定）をお知らせします。

記

児　童　氏　名	
生　年　月　日	
保 護 者 氏 名	
就 学 予 定 校	

お問い合わせ先
茨城県美浦村教育委員会　学校教育課学務係
住所　茨城県稲敷郡美浦村受領１５１５
電話　０２９－８８５－０３４０

様式第２－２号

美　学　第　　号
年　　月　　日

様

茨城県美浦村教育委員会　印

小学校入学通知書

学校教育法施行令第５条の規定により、下記の通り入学に関するお知らせをいたします。

記

児　童　氏　名			
生　年　月　日			
住　　所			
保 護 者 氏 名			
入　学　校　名			
入　学　期　日			
入　学　式　日		開始時間	
受　付　時　間			
備考			

お問い合わせ先
茨城県美浦村教育委員会　学校教育課学務係
住所　茨城県稲敷郡美浦村受領１５１５
電話　０２９－８８５－０３４０

様式第２－３号

美　学　第　　号
年　　月　　日

様

茨城県美浦村教育委員会　印

中学校入学通知書

学校教育法施行令第５条の規定により、下記の通り入学に関するお知らせをいたします。

記

生　徒　氏　名			
生　年　月　日			
住　　所			
保 護 者 氏 名			
入　学　校　名			
入　学　期　日			
入　学　式　日		開始時間	
受　付　時　間			
備考			

お問い合わせ先
茨城県美浦村教育委員会　学校教育課学務係
住所　茨城県稲敷郡美浦村受領１５１５
電話　０２９－８８５－０３４０

様式第３号を次のように改める。

様式第３号

美　学　第　　号

年　　月　　日

美浦村立美浦　学校長　　様

美浦村教育委員会教育長　印

入学予定通知書

学校教育法施行令第７条の規定により、　　年度の就学予定者を通知します。

なお、入学期日は、　　年　　月　　日です。

氏名	ふりがな	生年月日	性別	住所	摘要
※別紙一覧のとおり					

様式第４号を次のように改める。

様式第４－１号

美　学　第　　号
年　　月　　日

様

茨城県美浦村教育委員会　印

転入学通知書

学校教育法施行令第６条の規定により、下記の通り転入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生　年　月　日			
住　　所			
保護者氏名			
転　学　期　日			
前　就　学　校		学　年	
転　入　期　日			
転　入　学　校		学　年	
備考			

お問い合わせ先
茨城県美浦村教育委員会　学校教育課学務係
住所　茨城県稲敷郡美浦村受領１５１５
電話　０２９－８８５－０３４０

様式第４－２号

美　学　第　　号
年　　月　　日

様

茨城県美浦村教育委員会　印

編入学通知書

学校教育法施行令第６条の規定により、下記の通り編入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生　年　月　日			
住　　所			
保護者氏名			
退　学　期　日			
前　就　学　校		学　年	
編　入　期　日			
編　入　学　校		学　年	
備考			

お問い合わせ先
茨城県美浦村教育委員会　学校教育課学務係
住所　茨城県稲敷郡美浦村受領１５１５
電話　０２９－８８５－０３４０

様式第５号を次のように改める。

様式第５号

年　　月　　日

茨城県美浦村教育委員会　様

保護者氏名
（申請者）
住　　所
連　絡　先

就学猶予・免除願

次の理由により、就学猶予・免除を願い出ます。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
許可期間			
事由			
備考			

様式第６号を次のように改める。

様式第６号

美　学　第　　号
年　　月　　日

様

茨城県美浦村教育委員会　印

就学猶予・免除通知書

下記の児童生徒の就学猶予・免除を決定したので通知します。

記

児童生徒氏名	
生　年　月　日	
住　　所	
保護者氏名	
許　可　期　間	
事　　由	
備考	

お問い合わせ先
茨城県美浦村教育委員会　学校教育課学務係
住所　茨城県稲敷郡美浦村受領１５１５
電話　０２９－８８５－０３４０

様式第７号を次のように改める。

様式第７号

年　　月　　日

茨城県美浦村教育委員会　様

保護者氏名
（申請者）
住　　所
連　絡　先

就学猶予・免除決定事由消滅届

年　　月　　日付け美学第　　号で承認された就学猶予・免除につきまして、その事由が消滅しましたので届け出ます。

なお、事由消滅後は速やかに指定校へ復学することとします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
許可期間			
消滅事由			
備考			

様式第７号の次に次の２様式を加える。

様式第８号

区域外就学申請書

茨城県美浦村教育委員会　様

保護者氏名
（申請者）
連絡先

下記の児童・生徒について、次の理由により、区域外就学の承認をお願いいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所（住民登録地）			
（　　）住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

様式第９号

美　学　第　　号
年　　月　　日

様

茨城県美浦村教育委員会　印

区域外就学協議書

下記の区域外就学を承諾するに当たり、学校教育法施行令第９条第２項により協議します。

記

児童生徒氏名			
生　年　月　日			
現　住　所 （住民登録地）			
（　　）住所			
保護者氏名			
指　定　学　校		学　年	
希望就学校		学　年	
希望変更期間			
申　請　理　由			

お問い合わせ先
茨城県美浦村教育委員会　学校教育課学務係
住所　茨城県稲敷郡美浦村受領１５１５
電話　０２９－８８５－０３４０

様式第１０号を次のように改める。

様式第１０号

美　学　第　　号
年　　月　　日

様

茨城県美浦村教育委員会　印

区域外就学許可通知書

申請のあった区域外就学変更申請に対して審議した結果、下記の通り決定したので通知します。

記

児童生徒氏名			
生　年　月　日			
現　　住　　所			
保護者氏名			
指　定　学　校		学　年	
希望就学校		学　年	
変　更　期　間			
申　請　理　由			
備考			

お問い合わせ先
茨城県美浦村教育委員会　学校教育課学務係
住所　茨城県稲敷郡美浦村受領１５１５
電話　０２９－８８５－０３４０

様式第１１号を次のように改める。

様式第１１号

美　学　第　　号
年　　月　　日

様

茨城県美浦村教育委員会　印

異動通知書

下記の通り学齢簿の記載事項に異動がありましたので通知します。

記

児童生徒氏名				
生　年　月　日				
新	住　　所			
	氏　　名			
	保　護　者			
	学　校　名		学　年	
旧	住　　所			
	氏　　名			
	保　護　者			
	学　校　名		学　年	
備　考　　届　出　　異　動				

お問い合わせ先
茨城県美浦村教育委員会　学校教育課学務係
住所　茨城県稲敷郡美浦村受領１５１５
電話　０２９－８８５－０３４０

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の美浦村立小中学校就学規則第１３条の規定による承認等については、なおその効力を有する。

議案第２号　美浦村立小中学校就学規則新旧対照表

現行	改正後（案）
（就学通知） 第７条　（略） (1) 政令第５条第１項の規定による通知　就学（新入学）通知書（様式第２号） (2) 前号の通知に基づき小学校又は中学校の校長への政令第７条の規定による通知　就学予定者通知書（様式第３号） (3) 政令第６条各号の規定による通知及びこれによる政令第７条の規定による小学校又は中学校の校長への通知　就学（転入学）通知書（様式第４号） （入学手続） 第８条　保護者は、教育委員会から前条第１項第１号の就学（新入学）通知書又は同項第３号の就学（転入学）通知書が交付されたときは、学校に提示して、入学手続を行わなければならない。ただし、第９条及び第１３条の手続を行うときは、この限りでない。	（就学通知） 第７条　（略） (1) 政令第５条第１項の規定による通知　入学予定通知書（様式第２－１号）、小学校入学通知書（様式第２－２号）、中学校入学通知書（様式第２－３号） (2) 前号の通知に基づき小学校又は中学校の校長への政令第７条の規定による通知　入学予定通知書　（様式第３号） (3) 政令第６条各号の規定による通知及びこれによる政令第７条の規定による小学校又は中学校の校長への通知　転入学通知書（様式第４－１号）、編入学通知書（様式第４－２号） （入学手続） 第８条　保護者は、教育委員会から前条第１項第１号の小学校入学通知書若しくは中学校入学通知書又は同項第３号の転入学通知書若しくは編入学通知書が交付されたときは、学校に提示して、入学手続を行わなければならない。ただし、第９条及び第１３条の手続を行うときは、この限りでない。

現行	改正後（案）
（就学義務の猶予及び免除） 第９条　保護者は、法第１８条及び学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第３４条の規定により、児童生徒を就学させる義務の猶予又は免除（以下「就学猶予等」という。）を願い出るときは、就学義務猶予（免除）願（様式第５号）を教育長に提出しなければならない。 ２　教育長は、前項による願い出により就学猶予等を決定したときは、就学義務猶予（免除）決定通知書（様式第６号）を保護者に通知すると同時に、校長にその旨通知しなければならない。 ３　就学猶予等の決定を受けた保護者は、当該就学猶予等の事由が消滅したときは、就学義務猶予（免除）決定事由消滅届（様式第７号）を教育長に速やかに届け出なければならない。この場合において、教育長は、校長にその旨通知するものとする。	（就学義務の猶予及び免除） 第９条　保護者は、法第１８条及び学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第３４条の規定により、児童生徒を就学させる義務の猶予又は免除（以下「就学猶予等」という。）を願い出るときは、就学猶予・免除願（様式第５号）を教育長に提出しなければならない。 ２　教育長は、前項による願い出により就学猶予等を決定したときは、就学猶予・免除通知書（様式第６号）を保護者に通知すると同時に、校長にその旨通知しなければならない。 ３　就学猶予等の決定を受けた保護者は、当該就学猶予等の事由が消滅したときは、就学猶予・免除決定事由消滅届（様式第７号）を教育長に速やかに届け出なければならない。この場合において、教育長は、校長にその旨通知するものとする。
（区域外就学等） 第１３条　（略） ２　保護者は、政令第９条第１項の規定により他の市町村に住所を有する児童生徒（視覚障害者等を除く。）を当村が設置した小学校又は中学校に就学させようとするとき	（区域外就学等） 第１３条　（略） ２　保護者は、政令第９条第１項の規定により他の市町村に住所を有する児童生徒（視覚障害者等を除く。）を当村が設置した小学校又は中学校に就学させようとするとき

現行	改正後（案）
は、区域外就学申請書（様式第１０号）を教育長に提出しなければならない。 ３～４　（略） ５　教育長は、第１項に規定する就学を承認又は却下しようとするときは、区域外就学承諾（却下）通知書（様式第１１号）を保護者に交付すると同時に、その児童生徒を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、その旨通知するものとする。	は、区域外就学申請書（様式第８　号）を教育長に提出しなければならない。 ３～４　（略） ５　教育長は、第１項に規定する就学を承認しようとするときは、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に、区域外就学協議書（様式第９号）により通知し、協議するものとする。 ６　教育長は、第１項に規定する就学を承認又は却下しようとするときは、区域外就学許可通知書（様式第１０号）を保護者に交付すると同時に、その児童生徒を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、その旨通知するものとする。
（児童生徒の異動通知等） 第１４条　教育長は、学齢簿の記載事項のうち児童生徒の本人に関する事項の加除訂正を行ったときは、当該小学校又は中学校の校長に対し、学齢簿登載事項変更通知書（様式第１２号）により通知するものとする。 ２　教育長は、児童生徒の居所が一年以上不明であるときは、住民票が抹消されるまでの間、学齢簿の異動事項欄にその旨を記入し、保存するものとする。	（児童生徒の異動通知等） 第１４条　教育長は、学齢簿の記載事項のうち児童生徒の本人に関する事項の加除訂正を行ったときは、当該小学校又は中学校の校長に対し、異動通知書（様式第１１号）により通知するものとする。 ２　教育長は、児童生徒の居所が一年以上不明であるときは、住民票が抹消されるまでの間、学齢簿の異動事項欄にその旨を記入し、保存するものとする。

改正前様式一覧

様式第1号(第4条関係)

(郵便番号)
(住所)
(就学予定者氏名)　　様

年　月　日

保護者各位

美浦村教育委員会

就学時健康診断の実施について

学校保健安全法第11条により下記のとおり就学時健康診断について通知します。

記

フリガナ 児 童 氏 名		性別		生年月日	
住　所					
日　時	年　月　日 受付　時　分～　時　分				
会　場	美浦村立美浦小学校				
検 査 内 容	内科、歯科、視力、聴力、知能				
持参するもの	・本通知 ・入学に必要な健康調査書(本通知に同封) ・予防接種の記録表(本通知に同封) ・うわばき(校内では履くものがありませんので、忘れずにご持参ください。)				
そ の 他	・内科検診は、脱ぎ着しやすい服装(上下分かれているなど)でお願いします。 ・歯科検診は、歯をよくみがいておいてください。 ・この健康診断は、お子さんのよりよい就学のために行われるものですから、特別な準備などはいっさい必要ありませんので気軽に受けさせてください。 ・当日、都合が悪い場合または、入学までに転出予定がある場合は連絡してください。 ・詳しくは、本通知同封の「就学時健康診断の実施について」をご覧ください。 連絡先：学校教育課　電話　885―0340(代表)　(内線　226)				

様式第２号(第７条関係)

（郵便番号）　　年　　月　　日

（住所）

（入学予定者氏名）　様
の保護者様

美浦村教育委員会　印

就学(新入学)通知書

御入学おめでとうございます。

学校教育法施行令第５条の規定により、あなたが保護するお子さんを下記のとおり入学させるよう通知します。

就学生徒	氏名			
	生年月日	年　月　日	性別	
	住所			
入学校		美浦村立美浦小学校		
入学期日 (在籍日)		年　月　日 なお、入学式の日程は、学校から別途通知されます。		

備考　１　この通知書は、入学式当日ご持参ください。

２　記載の氏名、生年月日等に誤りがある場合は、学校に申し出てください。

３　国立大学法人、県立又は私立の学校に就学する場合は、設立団体又は学校長の証明書等を添えて担当の窓口をお尋ねください。

４　本通知到達後、転居する場合は、速やかに担当へご連絡ください。

担当　　学校教育課 連絡先　電話　885―0340(代表)　内線　226

様式第２号(第７条関係)

（郵便番号）　　年　　月　　日

（住所）

（入学予定者氏名）　様
の保護者様

美浦村教育委員会　印

就学(新入学)通知書

御入学おめでとうございます。

学校教育法施行令第５条の規定により、あなたが保護するお子さんを下記のとおり入学させるよう通知します。

就学生徒	氏名			
	生年月日	年　月　日	性別	
	住所			
入学校		美浦村立美浦中学校		
入学期日 (在籍日)		年　月　日 なお、入学式の日程は、学校から別途通知されます。		

備考　１　この通知書は、入学式当日ご持参ください。

２　記載の氏名、生年月日等に誤りがある場合は、学校に申し出てください。

３　国立大学法人、県立又は私立の学校に就学する場合は、設立団体又は学校長の証明書等を添えて担当の窓口をお尋ねください。

４　本通知到達後、転居する場合は、速やかに担当へご連絡ください。

担当　　学校教育課 連絡先　電話　885―0340(代表)　内線　226

様式第３号（第７条関係）

美　学　　第　　号
年　　月　　日

美浦村立　　学校長　様

美浦村教育委員会教育長

就　学　予　定　者　通　知　書

学校教育法施行令第７条の規定により、　　年度の就学予定者を通知します。
なお、入学期日は、　　年　　月　　日です。

氏名	ふりがな	生年月日	性別	住所	摘要
※別紙一覧のとおり					

様式第４号（第７条関係）

美 学　　第　　号
年　　月　　日

様

美浦村教育委員会教育長

就 学 （ 転 入 学 ） 通 知 書

学校教育法施行令第６条の規定により、あなたが保護するお子さんを下記のとおり入学させるよう通知します。

児童生徒等	氏　　名			
	生 年 月 日	年　　月　　日	性別	
	住　　所			
入　　学　　校				
入 学 期 日（在 籍 日）				
就 学（異 動）の 理 由				

備考　１　この通知書を受け取ったときは、速やかに指定する学校で転入学手続を行ってください。その際にこの通知書を学校に提出してください。
２　記載事項に誤りがあるときは、学校に申し出てください。
３　経済的な理由でお困りの方は、就学援助制度がありますので、学校にご相談ください。
４　就学する学校は、住所により指定されますが、共働き家庭、家庭の事情等により学校を変更することが認められる場合がありますので、その場合は、この通知書を持参して担当の窓口をお尋ねください。

貴校に上記の児童生徒等が入学しますので、学校教育法施行令第７条の規定により通知します。なお、記載事項に誤りがある場合又は実際の在籍日がこの通知書の入学期日と異なる場合は、担当までその旨連絡願います。

美浦村立　　学校長　様
美浦村教育委員会

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

美浦村教育委員会教育長　様

（申請者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

就 学 義 務 （猶予・免除）願

次の理由により、就学義務（猶予・免除）を願い出ます。

記

<table>
<tr><td rowspan="4">児童・生徒</td><td>氏　　名</td><td></td><td>性別</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td></td><td>年齢</td><td>歳</td></tr>
<tr><td>保護者氏名</td><td></td><td>続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>指　定　校</td><td colspan="2">美浦村立　　学校</td><td>学年</td><td>年</td></tr>
<tr><td rowspan="2">猶予・免除期間</td><td>開　　始</td><td colspan="3">年　　月　　日　より</td></tr>
<tr><td>終　　了</td><td colspan="3">年　　月　　日　まで</td></tr>
<tr><td>猶予・免除事由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第６号(第９条関係)

美 学　　第　　号
年　　月　　日

（保護者・学校長）様

美浦村教育委員会教育長

就 学 義 務 （猶予・免除）決 定 通 知 書

年　　月　　日付けで願い出のありました下記児童・生徒の就学義務（猶予・免除）につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

記

□承認　□却下

児童・生徒	氏　　名		性別	
	住　　所			
	生年月日		年齢	歳
	保護者氏名		続柄	
指　定　校	美浦村立　　学校		学年	年
猶予・免除期間	開　　始	年　　月　　日　より		
	終　　了	年　　月　　日　まで		
事　　由				

(注)申請事由が消滅した場合はその旨速かに申し出てください。

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

美浦村教育委員会教育長　様

（申請者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

就学義務（猶予・免除）決定事由消滅届

年　月　日付け美学第　号で承認された就学義務（猶予・免除）につきまして、その事由が消滅しましたので届け出ます。

なお、事由消滅後は速やかに指定校へ復学することとします。

記

児童・生徒	氏名		性別	
	住所			
	生年月日		年齢	歳
	保護者氏名		続柄	
指定校	美浦村立　　学校		学年	年
猶予・免除期間	開始	年　月　日　より		
	終了	年　月　日　まで		
消滅事由				

様式第 10 号（第 13 条関係）

年　　月　　日

美浦村教育委員会教育長　様

保護者氏名
（児童・生徒との関係：　　）

区域外就学申請書

私の保護している児童・生徒の区域外就学について、下記のとおり申請します。
なお、通学途上の事故等については責任を持ちます。

記

<table>
<tr><td>現住所</td><td colspan="3"></td><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">児童・生徒氏名</td><td>性別</td><td colspan="2">生年月日</td><td>学年</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>第　学年</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>第　学年</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>第　学年</td></tr>
<tr><td>現　況</td><td colspan="3">立　　学校</td><td rowspan="3">希望期間</td><td rowspan="3">年　月　日
から
年　月　日
まで</td></tr>
<tr><td>指定校</td><td colspan="3">立　　学校</td></tr>
<tr><td>希望校</td><td colspan="3">美浦村立　　学校</td></tr>
</table>

○申請理由

○通学方法及び通学時間

【※証書等書類添付】

様式第 11 号（第 13 条関係）

美 学　第　　号
年　月　日

様

美浦村教育委員会教育長

区域外就学承認（却下）通知書

年　月　日付けで申請のありました下記の児童・生徒の区域外就学につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

記

児童・生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		児童・生徒との関係	
住所			
指定校	立　学校　第　学年		

□　区域外就学を承認する

変更後の学校	美浦村立　学校　第　学年
変更承認期間	年　月　日から　年　月　日まで

※申請理由に変更等があったときは、承認を取り消すことがあります。

□　区域外就学を承認しない

【理由】

様式第12号(第14条関係)

学 齢 簿 登 載 事 項 変 更 通 知 書

	学年	児童生徒名	生年月日	続柄	保護者	住所	変更事由
変更前							
変更後							

上記児童生徒の学齢簿登載事項を変更しましたのでお知らせいたします。

年　　月　　日

美浦村教育委員会

教育長

殿

議案第３号

美浦村スクールバスの運行に関する要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村スクールバスの運行に関する要綱の一部を改正する要綱

美浦村スクールバスの運行に関する要綱（令和６年美浦村教育委員会訓令第２６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「（様式第５号。以下「利用変更届」という。）を」を「（様式第５号。以下「利用変更届」という。）の提出又は教育委員会が指定する電子申請の方法により」に、「提出」を「申請」に改める。

第５条の見出し及び同条第１項中「利用カード」を「乗降カード」に改め、同条第２項中「利用カード」を「乗降カード」に改め、同条第３項中「利用カード」を「乗降カード」に、「第４条」を「前条」に改める。

第６条第１項中「（様式第５号。以下「利用変更届」という。）を」を「（様式第５号。以下「利用変更届」という。）の提出又は教育委員会が指定する電子申請の方法により、」に、「提出」を「申請」に改め、同条第２項中「利用カード」を「乗降カード」に、「利用変更等届を」を「利用変更等届の提出又は教育委員会が指定する電子申請の方法により」に、「提出」を「申請」に改める。

第１６条を第１７条とし、第１５条の次に次の１条を加える。

（損害賠償）

第１６条　利用者の保護者は、利用者がスクールバスの車両若しくはその附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由によるものと認めたときは、この限りでない。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第３条関係）

美浦村スクールバス利用許可申請書

年　　月　　日

美浦村教育委員会教育長　様

［申請者］住所

氏名

電話番号

美浦村スクールバス利用マニュアルを順守し、スクールバスを利用したいので、美浦村スクールバス運行に関する要綱第３条第１項の規定により、下記のとおり申請をします。

なお、この申請書に記載した情報をスクールバスの運行・管理に係る関係者に提供することを承諾いたします。

記

児童の氏名		
児童の生年月日		年　　月　　日
児童の学年		第　　学年
児童の居所		□申請者住所と同じ　□（美浦村　　）
利用区分		□登下校時　□登校時のみ　□下校時のみ （→登下校時又は下校時のみ利用する児童について、放課後児童クラブの利用を希望する場合） □大谷時計台児童クラブ　□木原城山児童クラブ クラブ利用曜日　（□月　□火　□水　□木　□金）
利用開始年度		年度（　　年　　月　　日）
利用する停留所		
緊急連絡先	第１優先	氏名（　　）　続柄（　）　℡（　　－　　－　　）
	第２優先	氏名（　　）　続柄（　）　℡（　　－　　－　　）
	第３優先	氏名（　　）　続柄（　）　℡（　　－　　－　　）
メールアドレス		
利用者名簿の配布※		同意する　・　同意しない
備考		

※毎年度スクールバス運行開始前に、各停留所の調整委員（保護者代表）に対して、停留所

毎の利用者名簿を配布します。学年及び児童名が登載された名簿が配布されることについて同意していただけるかどうか、どちらかを丸で囲んでください。

※利用する児童が複数名いる場合は、利用者ごとに申請書を作成し、提出してください。

※本申請書に記載された個人情報は、本事業以外の目的に使用しません。

様式第４号を次のように改める。

様式第４号（第５条関係）

美浦村スクールバス乗降カード

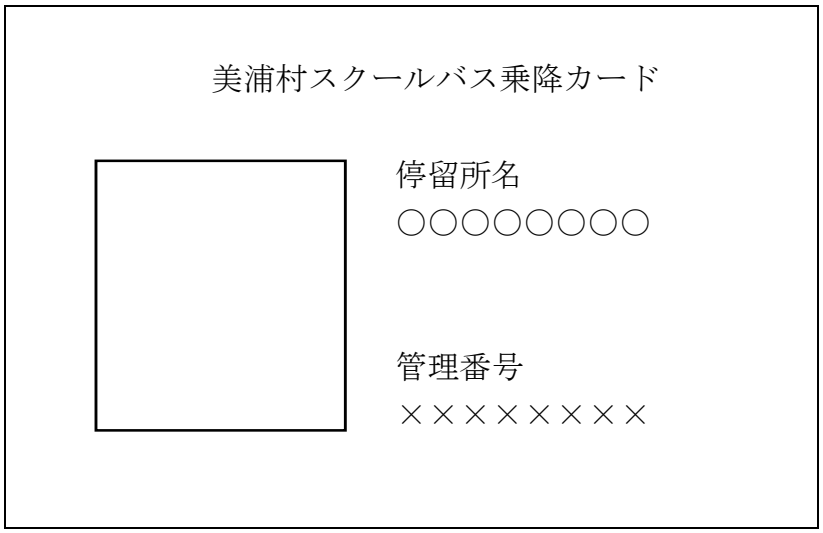

附　則

この訓令は、公布の日から施行し、令和７年１０月１日から適用する。

議案第３号　美浦村スクールバスの運行に関する要綱新旧対照表

現行	改正後（案）
（利用の手続等） 第３条　スクールバスを利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、教育長が指定する日までに美浦村スクールバス利用許可申請書（様式第１号。以下「利用許可申請書」という。）を 、教育長に提出しなければならない。 ２・３　（略）	（利用の手続等） 第３条　スクールバスを利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、教育長が指定する日までに美浦村スクールバス利用許可申請書（様式第１号。以下「利用許可申請書」という。）の提出又は教育委員会が指定する電子申請の方法により、教育長に申請しなければならない。 ２・３　（略）
（利用カード） 第５条　教育長は、第３条第３項の規定によりスクールバスの利用を許可したときは、児童が利用するスクールバスのルート及び乗降場所を定め、美浦村スクールバス利用カード（様式第４号。以下「利用カード」という。）を申請者に交付するものとする。 ２　児童はスクールバスの利用に際し、利用カードを必ず携行し、スクールバスの運転手（以下「運転手」という。）から提示を求められた場合は、利用カードを提示しなければならない。 ３　第１項の利用カードの有効期間は、第４条に規定する許可期間の末日までとする。	（乗降カード） 第５条　教育長は、第３条第３項の規定によりスクールバスの利用を許可したときは、児童が利用するスクールバスのルート及び乗降場所を定め、美浦村スクールバス乗降カード（様式第４号。以下「乗降カード」という。）を申請者に交付するものとする。 ２　児童はスクールバスの利用に際し、乗降カードを必ず携行し、スクールバスの運転手（以下「運転手」という。）から提示を求められた場合は、乗降カードを提示しなければならない。 ３　第１項の乗降カードの有効期間は、前条　に規定する許可期間の末日までとする。

現行	改正後（案）
（利用内容の変更等） 第６条　スクールバスの利用を変更し、又は中止をしようとするときは、スクールバスの利用内容の変更等をしようとする日の３０日前までに美浦村スクールバス利用変更等届（様式第５号。以下「利用変更等届」という。）を教育長に提出しなければならない。ただし、第４条第１号に該当する場合は、この限りでない。 ２　児童が携行する利用カードを損傷し、又は紛失したときは、申請者は直ちに利用変更等届を教育長に提出し、利用カードの再交付を受けなければならない。	（利用内容の変更等） 第６条　スクールバスの利用を変更し、又は中止をしようとするときは、スクールバスの利用内容の変更等をしようとする日の３０日前までに美浦村スクールバス利用変更等届（様式第５号。以下「利用変更等届」という。）の提出又は教育委員会が指定する電子申請の方法により、教育長に申請しなければならない。ただし、第４条第１号に該当する場合は、この限りでない。 ２　児童が携行する乗降カードを損傷し、又は紛失したときは、申請者は直ちに利用変更等届の提出又は教育委員会が指定する電子申請の方法により教育長に申請し、乗降カードの再交付を受けなければならない。
（補則） 第１６条　（略）	（損害賠償） 第１６条　利用者の保護者は、利用者がスクールバスの車両若しくはその附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由によるものと認めたときは、この限りでない。 （補則） 第１７条　（略）

現行

様式第１号（第３条関係）

美浦村スクールバス利用許可申請書

年　月　日

美浦村教育委員会教育長　様

［申請者］住所

氏名

電話番号

美浦村スクールバス利用マニュアルを順守し、スクールバスを利用したいので、美浦村スクールバス運行に関する要綱第３条第１項の規定により、下記のとおり申請をします。

なお、この申請書に記載した情報をスクールバスの運行・管理に係る関係者に提供することを承諾いたします。

記

児童の氏名		
児童の生年月日		年　月　日
児童の学年		第　学年
児童の居所		□申請者住所と同じ　□（美浦村　）
利用区分		□登下校時　□登校時のみ　□下校時のみ （→登下校時又は下校時のみ利用する児童について、放課後児童クラブの利用を希望する場合） □大谷時計台児童クラブ　□木原城山児童クラブ クラブ利用曜日　（□月　□火　□水　□木　□金）
利用開始年度		年度（　年　月　日）
利用する停留所		
緊急連絡先	第１優先	氏名（　）　続柄（　）　℡（　－　－　）
	第２優先	氏名（　）　続柄（　）　℡（　－　－　）
	第３優先	氏名（　）　続柄（　）　℡（　－　－　）
備考		

※利用する児童が複数名いる場合は、利用者ごとに申請書を作成し、提出してください。
※本申請書に記載された個人情報は、本事業以外の目的に使用しません。

改正後（案）

様式第１号（第３条関係）

美浦村スクールバス利用許可申請書

年　月　日

美浦村教育委員会教育長　様

［申請者］住所

氏名

電話番号

美浦村スクールバス利用マニュアルを順守し、スクールバスを利用したいので、美浦村スクールバス運行に関する要綱第３条第１項の規定により、下記のとおり申請をします。

なお、この申請書に記載した情報をスクールバスの運行・管理に係る関係者に提供することを承諾いたします。

記

児童の氏名		
児童の生年月日		年　月　日
児童の学年		第　学年
児童の居所		□申請者住所と同じ　□（美浦村　）
利用区分		□登下校時　□登校時のみ　□下校時のみ （→登下校時又は下校時のみ利用する児童について、放課後児童クラブの利用を希望する場合） □大谷時計台児童クラブ　□木原城山児童クラブ クラブ利用曜日　（□月　□火　□水　□木　□金）
利用開始年度		年度（　年　月　日）
利用する停留所		
緊急連絡先	第１優先	氏名（　）　続柄（　）　℡（　－　－　）
	第２優先	氏名（　）　続柄（　）　℡（　－　－　）
	第３優先	氏名（　）　続柄（　）　℡（　－　－　）
メールアドレス		
利用者名簿の配布※		同意する　・　同意しない
備考		

※毎年度スクールバス運行開始前に、各停留所の調整委員（保護者代表）に対して、停留所毎の利用者名簿を配布します。学年及び児童名が登載された名簿が配布されることについて同意していただけるかどうか、どちらかを丸で囲んでください。
※利用する児童が複数名いる場合は、利用者ごとに申請書を作成し、提出してください。
※本申請書に記載された個人情報は、本事業以外の目的に使用しません。

現行

様式第４号（第５条関係）

美浦村スクールバス利用カード

（表）

	美浦村スクールバス利用カード
許可番号	
利用ルート	
利用乗降場所名	
利用区分	□登下校時　□登校時のみ　□下校時のみ
有効期間	年　月　日から　年　月末日まで
氏　名	

（裏）

利用上の注意

・この利用カードは、本人以外使用できません。
・乗車の際は、この利用カードを運転者に提示し、速やかに乗車しなければならない。
・記載事項に変更があったとき、又は、損傷、紛失した場合は、速やかに届け出なければならない。
・利用カードの再交付を受けた後に紛失した利用カードを発見した場合は、遅滞なく返還しなければならない。
・資格を失った場合は、速やかに返還しなければならない。

美浦村教育委員会　印

改正後（案）

様式第４号（第５条関係）

美浦村スクールバス乗降カード

美浦村スクールバス乗降カード

	停留所名
	○○○○○○○○
	管理番号
	×××××××××

議案第４号

美浦村学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

美浦村学校給食費条例施行規則（平成２５年美浦村教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「、給食費年額を年間給食回数で除して、円未満の端数を切り捨てた額」を「、日額３６０円」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議案第４号　美浦村学校給食費条例施行規則新旧対照表

現行	改正後（案）
（給食費の額） 第６条　（略） ２　条例第３条第３項に規定する給食費の額は、給食費年額を年間給食回数で除して、円未満の端数を切り捨てた額とする。	（給食費の額） 第６条　（略） ２　条例第３条第３項に規定する給食費の額は、日額360円とする。

議案第５号

美浦村立学校における学校運営協議会委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

記

美浦村立学校における学校運営協議会に関する規則（令和８年美浦村教育委員会規則第１１号）第８条の規定に基づき、美浦村立学校における学校運営協議会委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第６号

美浦村学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

記

美浦村立学校管理規則（昭和４８年美浦村教育委員会規則第２号）第１８条の規定に基づき、令和８年度美浦村学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第７号

美浦村立保育所一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

記

美浦村立保育所一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

美浦村立保育所一時預かり事業の実施に関する規則（平成２７年美浦村規則第５号）の一部を次のように改正する。

第８条の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条第２項中「、前号の申込」を「、前項の申込み」に改める。

第１１条第３項の表中

「

利用時間　午前８時３０分から午後５時 （ただし、早朝、夕刻の利用は下記料金を追加する。）	2,000円
早朝利用時間　午前７時３０分から午前８時３０分	500円
夕刻利用時間　午後５時から午後６時	500円

」を

「

基本利用　午前８時３０分から午後５時	2,000円
午前利用　午前８時３０分から午後０時３０分	1,000円
早朝利用　午前７時３０分から午前８時３０分 （基本利用又は午前利用に加算）	500円

午後利用　午後１時から午後５時	1,000円
夕方利用　午後５時から午後６時 （基本利用又は午後利用に加算）	500円

」に改め、「以下同じ。」を削る。

様式第６号中「（　　扱い）」を削り、「一時保育利用」を「一時預かり利用」に、「役場会計課」を「保育所」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の美浦村立保育所一時預かり事業の実施に関する規則第８条の規定により申込みされている一時預かり利用申込書は、改正後の美浦村立保育所一時預かり事業の実施に関する規則第８条の規定により申込みされたものとみなす。

議案第７号　美浦村立保育所一時預かり事業の実施に関する規則新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>（利用の申込　）
第８条　（略）
２　実施保育所は、前号の申込　があったときは、速やかに必要の可否を決定し、「一時預かり利用決定(却下)通知書」（様式第２号）により、その旨を保護者に通知しなければならない。</td><td>（利用の申込み）
第８条　（略）
２　実施保育所は、前号の申込みがあったときは、速やかに必要の可否を決定し、「一時預かり利用決定(却下)通知書」（様式第２号）により、その旨を保護者に通知しなければならない。</td></tr>
<tr><td>（費用の負担）
第１１条　（略）
２　（略）
３　一時預かり保育料の額は、次の表に掲げる額とする。
<table>
<tr><th colspan="2">児童の利用日に属する世帯区分</th><th>保護者負担額(日額)</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般世帯</td><td>利用時間　午前8時30分から午後5時
（ただし、早朝、夕刻の利用は下記料金を追加する。）</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>早朝利用時間　午前7時30分から午8時30分</td><td>500円</td></tr>
</table></td><td>（費用の負担）
第１１条　（略）
２　（略）
３　一時預かり保育料の額は、次の表に掲げる額とする。
<table>
<tr><th colspan="2">児童の利用日に属する世帯区分</th><th>保護者負担額(日額)</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般世帯</td><td>基本利用　午前8時30分から午後5時</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>午前利用　午前8時30分から午後0時30分</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>早朝利用　午前7時30分から午前8時30分(基本利用又は午前利用に加算)</td><td>500円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>夕刻利用時間　午後5時から午後6時</td><td>500円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯</td><td>0円</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>午後利用　　午後1時から午後5時</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>夕方利用　　午後5時から午後6時
（基本利用又は午後利用に加算）</td><td>500円</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。　　）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯</td><td>0円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
様式第６号（第１１条関係）
（略）
（　　扱い）
一時預かり保育料の納入について
　　月分の一時保育利用　により、一時預かり保育料が発生しておりますので、下記納付書にて役場会計課までお支払いください。
（略）
<table>
<tr><td>納入場所</td><td>役場会計課</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>納入場所</td><td>役場会計課</td></tr>
</table>
（略）
</td><td>
様式第６号（第１１条関係）
（略）
　　
一時預かり保育料の納入について
　　月分の一時預かり利用により、一時預かり保育料が発生しておりますので、下記納付書にて保育所　　までお支払いください。
（略）
<table>
<tr><td>納入場所</td><td>　保育所</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>納入場所</td><td>　保育所</td></tr>
</table>
（略）
</td></tr>
</table>

議案第８号

美浦村乳児等支援給付認定に関する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村乳児等支援給付認定に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第３０条の１５第１項の規定による乳児等支援給付認定（以下「給付認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認定申請）

第２条　法第３０条の１５第１項の規定による給付認定の申請（以下「認定申請」という。）は、当該認定申請に係る支給対象小学校就学前子ども（法第３０条の１４に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。）の保護者（以下「認定申請保護者」という。）が、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第１号）により村長に対して行う。

（給付認定）

第３条　村長は、前条の規定による申請の内容を審査した結果、給付認定を行う場合は、認定申請保護者に対し、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第２号）を交付する。

（給付認定の変更）

第４条　認定申請保護者は、給付認定の有効期間内において、第２条の申請の内容に変更が生じたときは、速やかに村長に対し、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書（様式第３号）によりその旨を届け出なければならない。

（給付認定の取消）

第５条　認定申請保護者は、給付認定の有効期間内において、その認定を取り消そうとするときは、速やかに村長に対し、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書（様式第４号）によりその旨を届け出なければな

らない。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請書

美浦村長様

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	□ 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報(要配慮個人情報含む)等を利用することに同意します。
	□ 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報(要配慮個人情報を含む)や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	□ 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き(乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等)を行うことに同意します。

申請者(保護者) ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ		生年月日		性別		児童との続柄	
	氏名							
	現住所	〒						
	本年1月1日時点の住所	□現住所と同じ □現住所と異なる	〒					
	前年1月1日時点の住所	□現住所と同じ □現住所と異なる	〒					
	電話番号		メールアドレス					
負担軽減の申請	□有 □無	※生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援が必要と認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、住民票がない場合は、世帯全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写しなど必要な書類を添付してください。						
転入前の市町村での利用の有無	□有 □無							
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	□有 □無							

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	□有 □無						
	フリガナ		生年月日		児童との続柄			
	氏名							
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒					
	電話番号		メールアドレス					

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数							
1	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者(保護者)との続柄			
	障害等の有無	□有 □無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他				
	その他配慮すべき事項の有無	□有 □無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞:　　) □添付あり ／ □添付無し □その他(具体的に記載:　　)				
2	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者(保護者)との続柄			
	障害等の有無	□有 □無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他				
	その他配慮すべき事項の有無	□有 □無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞:　　) □添付あり ／ □添付無し □その他(具体的に記載:　　)				
3	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者(保護者)との続柄			
	障害等の有無	□有 □無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他				
	その他配慮すべき事項の有無	□有 □無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞:　　) □添付あり ／ □添付無し □その他(具体的に記載:　　)				

様式第2号（第3条関係）

年　　月　　日

様

美浦村長

乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

認定番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年　月　日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年　月　日
有効期間	年　月　日　～　　年　月　日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年　月　日

障害児加算	
医療的ケア児加算等	
要支援家庭児加算	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に美浦村を被告として（訴訟において美浦村を代表する者は美浦村長となります。）、提起することができます。（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第３号（第４条関係）

年　　月　　日

美浦村長様

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID（メールアドレス）	
保護者名		生年月日	年　　月　　日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		保護者との続柄	
氏名		生年月日	年　　月　　日生
フリガナ		保護者との続柄	
氏名		生年月日	年　　月　　日生
フリガナ		保護者との続柄	
氏名		生年月日	年　　月　　日生
フリガナ		保護者との続柄	
氏名		生年月日	年　　月　　日生

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	□　氏　　□　住所　　□　電話番号　　□　その他

変更内容	□　変更前の氏　　（　　） □　変更前の住所　　（　　） □　変更前の電話番号（　　） □　その他変更事項（　　）

変更理由	□　婚姻　　□　引越し　　□　その他　（　　）

様式第4号（第5条関係）

年　月　日

美浦村長様

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ		ログインID（メールアドレス）	
保護者名		生年月日	年　月　日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			

消滅理由	□ 引越し【異動日　年　月　日】※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。 【転出先市町村名　都道府県　市町村　】 □ 入所・入園等 □ その他（　）

議案第９号

美浦村乳児等通園支援事業実施要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村乳児等通園支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第２３項の規定による乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所　法第３９条第１項に規定する施設をいう。

(2) 認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する施設をいう。

(3) 地域型保育事業所　法第６条の３第９項から第１２項までに規定する事業を行う施設をいう。

(4) 企業主導型保育施設　法第５９条の２第１項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が６人以上のものに限る。）のうち、同法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものの設置者が、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第３に基づき事業を行う施設をいう。

（対象児童）

第３条　本事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、利用日時

点において、次の各号のいずれの要件にも該当する児童とする。
(1) 村内に住所を有していること。
(2) ０歳６か月から満３歳未満であること。
(3) 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設等に通っていないこと。

（実施施設）

第４条　本事業を実施する施設は、美浦村立大谷保育所とする。

（実施時間および実施する日）

第５条　本事業の実施時間及び実施する日は、次のとおりとする。
(1) 事業時間　午前９時から午前１１時とする。
(2) 実施する日　火曜日と木曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１２月２９日から３１日及び翌年１月１日から３日を除く。

（利用可能時間）

第６条　本事業を利用する児童（以下「利用児童」という。）の１月あたりの利用可能時間は、児童１人あたり１０時間を上限とする。なお、利用時間は、当月分のみ有効であり、前月以前及び翌月以降分の使用はできない。

（利用定員）

第７条　利用定員は、利用の希望状況や職員の配置状況などに応じて、村長が定める。

（利用認定の申請等）

第８条　対象児童の保護者は、本事業の利用にあたり、美浦村乳児等支援給付認定に関する規則（令和８年教育委員会規則第　号。以下「規則」という。）に基づき、こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「システム」という。）により、乳児等支援給付認定（以下「給付認定」という。）を受けなければならない。

（利用の申込み）

第９条　前条により給付認定を受けた対象児童の保護者（以下「認定保護者」という。）は、本事業を利用しようとするときは、システムにより利用を希望する実施施設に申し込むものとする。

２　利用児童の保護者（以下「利用保護者」という。）は、利用を希望する実施施設に対して、規則第３条の規定による乳児等支援支給認定証を提示すること、対象児童の状況を伝えること、その他の本事業の利用にあたって必要な情報を提供しなければならない。

（利用者負担額）

第１０条　利用保護者は、本事業に係る経費として、利用児童１人につき別表１に定める金額を負担しなければならない。

（利用者負担額の減免）

第１１条　村長は、利用児童又は利用児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用者負担額のうち別表２に定める金額を上限に減免することができる。
(1) 利用保護者が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に

規定する被保護者である児童

(2) 利用する日の属する年度（利用する日が４月から８月までの間にあっては、前年度）の市町村民税非課税世帯の児童（前号に掲げる場合を除く。）

(3) 利用する日の属する年度（利用する日が４月から８月までの間にあっては、前年度）の市町村民税所得割額が７７，１０１円未満の世帯の児童（前２号に掲げる場合を除く。）

(4) 前３号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた児童

２　前項の規定により利用者負担額の免除を受けようとする利用保護者は、第８条に規定する利用認定の申請時に、利用者負担額の減免の申請をしなければならない。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

別表１（第１０条関係）

単位	金額
利用時間１時間あたり	300円
おやつ１回あたり	30円

別表２（第１１条関係）

区分	減免上限額
利用保護者が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者である児童	300円
利用する日の属する年度（利用する日が４月から８月までの間にあっては、前年度）の市町村民税非課税世帯の児童（第１１条第１号に掲げる場合を除く。）	240円
利用する日の属する年度（利用する日が４月から８月までの間にあっては、前年度）の市町村民税所得割額７７，１０１円未満の世帯の児童（第１１条第２号及び第３号に掲げる場合を除く。）	210円
第１１条第１号から第３号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた児童	150円

議案第１０号

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱（令和３年美浦村教育委員会告示第５号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、美浦村花いっぱい運動コンクール（以下「コンクール」という。）に参加する団体に対し、活動経費の一部を補助するために、美浦村補助金交付規則（平成２年美浦村規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、美浦村花いっぱい運動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助金の交付対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　美浦村内において明るく潤いのある花いっぱいまちづくりを目的とし、街かど等への草花の植栽事業を実施し、第３条に規定する補助対象経費の総額が２万７千円以上であるもの。

(2)　草花の植栽面積が概ね１０㎡以上であるもの。

(3)　草花の植栽事業について、管理を専門家に委託し、又は営利を目的とした活動の一環として管理していないもの。

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。なお、飲食代や機械の修繕費等、花壇の保全管理に直接関係ないものは対象外とする。

(1)　花壇の造成費用等（鉢・プランター、花壇用ブロック・レンガ・外柵等の購入費用を含む。）

(2) シャベル等の道具の購入費用
(3) 花の種・苗・肥料・客土のための土等の購入費用
(4) 前３号に定めるもののほか、花壇の保全管理及びコンクール参加手続きに必要と認められる経費

（補助金の限度額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の総額とし、一団体につき２万７千円を限度とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするもの（団体にあってはその代表者。以下「申請者」という。）は、美浦村花いっぱい運動事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長が定める期日までに申請しなければならない。
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 位置図及び配置図
(4) 施工前の写真
(5) その他村長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　村長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し適正と認められたときは、補助金の交付決定をするものとする。
(1) 法令等に違反していないこと。
(2) 目的及び内容が適正であること。

２　村長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定することができる。

（交付条件）

第７条　村長は、補助金の交付決定をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。
(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（村長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、村長の承認を受けること。
(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、村長の承認を受けること。
(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに村長に報告して、その指示を受けること。

２　村長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な事項を付し、又は指示することができる。

（交付決定通知）

第８条　村長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、美浦村花いっぱい運動事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

２　申請者は、前項の規定により交付の決定がされたときは、美浦村花いっぱい運動事業補助金交付請求書（様式第３号）により村長に請求し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付申請の取下）

第９条　申請者は、前条第１項の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに付された条件に異議があり、当該申請を取下げようとするときは、速やかに美浦村花いっぱい運動事業補助金交付申請取下書（様式第４号）にその理由を付して村長に届け出るとともに、交付された補助金の全額を返還しなければならない。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の遂行）

第１０条　補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に付した条件その他村長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（計画変更等の承認）

第１１条　補助事業者は、補助事業の計画を変更（村長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに美浦村花いっぱい運動事業変更・中止・廃止申請書（様式第５号）により村長の承認を受け、交付された補助金を返還しなければならない。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）はその完了した日から起算して２０日以内に、美浦村花いっぱい運動事業実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、村長に報告しなければならない。補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときも、同様とする。

(1) 収支決算書
(2) 領収書（内訳明細がわかるもの）またはレシート（写し不可）
(3) 施工後の写真
(4) その他村長が必要と認める書類

（交付決定の取消等）

第１３条　村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の返還を美浦村花いっぱい運動事業補助金返還命令書（様式第７号）により命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
(2) 補助金を他の用途に使用したとき。
(3) 指定した期限内までに実績報告書の提出がなかったとき。
(4) 前３号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は村長の処分に従わなかったとき。

２　村長は、前条の実績報告により、当該補助事業の交付金に残額が生じているのを発見した場合は、速やかに補助金の交付決定を変更し、当該補助事業者に対し、差額の全額の返還を美浦村花いっぱい運動事業補助金返還命令書（様式第７号）により命ずるものとする。

（理由の提示）

第１４条　村長は、補助金の交付決定の取消し又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付申請書

年　　月　　日

美浦村長　　あて

申請者　住所（所在地）
団体名及び
代表者職氏名
電　　話

補助金の交付を受けたいので、美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

事業の名称	美浦村花いっぱい運動事業
経費総額	円
交付申請額	円
着手及び完了予定年月日	着手　　予定　　年　月　　日 完了　　予定　　年　月　　日
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 位置図及び配置図 (4) 施工前の写真 (5) その他村長が必要と認める書類

＊　申請は、一会計年度に一回です。

様式第２号

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

住所（所在地）
補助事業者　団体名及び
代表者職氏名　　様

美浦村長　　印

年　　月　　日付け申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

事業の名称	美浦村花いっぱい運動事業
経費総額のうち補助の対象となる経費	円
交付決定額	円
交付条件	１　補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、村長の承認を受けること。 ２　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、村長の承認を受けること。 ３　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに村長に報告して、その指示を受けること。

（注）上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

様式第３号

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付請求書

年　　月　　日

美浦村長　　あて

申請者　住所（所在地）
団体名及び
代表者職氏名

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱第８条の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

事業の名称	美浦村花いっぱい運動事業
交付決定額	円
交付請求額	円
添付書類	１　補助金交付決定通知書の写し ２　その他村長が必要と認める書類

様式第４号

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付申請取下書

年　　月　　日

美浦村長　　あて

申請者　住所（所在地）
団体名及び
代表者職氏名

年　　月　　日付けで申請した補助金の交付申請について、以下の理由により取り下げます。

補助の名称	美浦村花いっぱい運動事業
交付決定額	円
交付済額	円
取下げ理由	

様式第５号

美浦村花いっぱい運動事業変更・中止・廃止申請書

年　　月　　日

美浦村長　　あて

申請者　住所（所在地）
団体名及び
代表者職氏名

花いっぱいまちづくり事業を計画変更・中止・廃止したいので、美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおり申請します。

事業の名称	美浦村花いっぱい運動事業
変更又は中止（廃止）の理由	
変更の場合 補助事業の内容	（変更前）
	（変更後）
変更又は中止（廃止）年月日	年　　月　　日（予定）
添付書類	１　事業計画書 ２　位置図及び配置図 ３　その他村長が必要と認める書類

様式第６号

美浦村花いっぱい運動事業実績報告書

年　　月　　日

美浦村長　　あて

申請者　住所（所在地）
団体名及び
代表者職氏名

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱第１２条の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

補助の名称	美浦村花いっぱい運動事業
着手年月日	年　　月　　日
完了年月日	年　　月　　日
交付決定額	円
補助対象経費精算額	円
添付書類	１　収支決算書 ２　領収書（内訳明細がわかるもの）またはレシート（写し不可） ３　施工後の写真 ４　その他村長が必要と認める書類

＊指定の期日までに提出してください。
＊領収書、レシートの原本について返却を希望される場合は、提出時にその旨を申告して下さい。確認後、返却いたします。

様式第７号

美浦村花いっぱい運動事業補助金返還命令書

年　　月　　日

住所（所在地）
補助事業者　団体名及び
代表者職氏名　　様

美浦村長　　印

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱第１３条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還期限	年　月　日
返還を命ずる理由	
返還方法	
事業の名称	美浦村花いっぱい運動事業
交付決定額	年　月　日　交付　　円
交付済額	円

改正前要綱

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，「美浦村花いっぱい運動コンクール」に参加する団体に対し，活動経費の一部を補助するために，美浦村補助金交付規則（平成２年美浦村規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，美浦村花いっぱい運動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助金の交付対象となるものは，次の号のいずれにも該当するものとする。

(1)　美浦村内において明るく潤いのある花いっぱいまちづくりを目的とし，街かど等への草花の植栽事業を実施するもので，第３条に規定する補助対象経費総額２万５千円以上で実施するもの。

(2)　草花の植栽面積は概ね１０㎡以上とする。また，草花の植栽事業について，管理を専門家に委託しているものや，営利を目的とした活動の一環として管理しているものは除外する。

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費は，次の各号に掲げる経費とする。なお，飲食代や機械の修繕費等，花壇の保全管理に直接関係ないものは対象外とする。

(1) 花壇の造成費用等（鉢・プランター，花壇用ブロック・レンガ・外柵等の購入費用含む。）

(2) シャベル等の道具の購入費用

(3) 花の種・苗・肥料・客土等の購入費用

(4) その他花壇の保全管理及びコンクール参加手続きに必要と認められる経費

（補助の限度額）

第４条　補助の額は，補助対象経費の額とし，一団体につき２万５千円とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするもの（団体にあってはその代表者。以下「申請者」という。）は，美浦村花いっぱい運動事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長が定める期日までに申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 位置図及び配置図

(4) 施工前の写真

(5) その他村長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　村長は，前条の規定による申請があったときは，次の各号に掲げる事項を審査し適正と認められたときは，補助金の交付決定をするものとする。
(1) 法令等に違反していないか。
(2) 目的及び内容が適正であるか。
２　村長は，前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは，補助金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定することができる。
（交付条件）
第７条　村長は，補助金の交付決定をする場合には，次に掲げる事項につき条件を付すものとする。
(1) チャレンジいばらき県民運動主催の「花いっぱい運動定着化促進事業」へ応募すること。
(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（村長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては，村長の承認を受けること。
(3) 補助事業を中止し，又は廃止する場合においては，村長の承認を受けること。
(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに村長に報告して，その指示を受けること。
２　村長は，必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか必要な事項を付し，又は指示することができる。
（交付決定通知）
第８条　村長は，補助金の交付決定をしたときは，速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を，美浦村花いっぱい運動事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知する。
２　申請者は，前項の規定により交付の決定がされたときは，美浦村花いっぱい運動事業補助金交付請求書（様式第３号）により村長に請求し，補助金の交付を受けるものとする。
（交付申請の取下）
第９条　申請者は，前条第１項の規定による通知を受けた場合において，決定内容又はこれに付された条件に異議があり，当該申請を取下げようとするときは，速やかに美浦村花いっぱい運動事業補助金交付申請取下書（様式第４号）にその理由を付して村長に届け出るとともに，交付された補助金の全額を返還しなければならない。
２　前項の規定による申請の取下げがあったときは，当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。
（補助事業の遂行）
第１０条　補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は，補助金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に付した条件その他村長の処分に従い，善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず，いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。
（計画変更等の承認）
第１１条　補助事業者は，補助事業の計画を変更（村長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとすると

きは，速やかに美浦村花いっぱい運動事業変更・中止・廃止申請書（様式第５号）により村長の承認を受け，交付された補助金を返還しなければならない。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は，当該補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）はその完了した日から起算して２０日以内に，美浦村花いっぱい運動事業実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて，村長に報告しなければならない。補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときも，同様とする。

(1) 収支決算書

(2) 領収書（内訳明細がわかるもの）またはレシート（写し不可）

(3) 施工後の写真

(4) その他村長が必要と認める書類

（交付決定の取消等）

第１３条　村長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付決定を取消し，又は既に交付した補助金の返還を美浦村花いっぱい運動事業補助金返還命令書（様式第７号）により命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 指定した期限内までに実績報告書の提出がなかったとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか，補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は村長の処分に従わなかったとき。

２　村長は，前条の実績報告中，当該補助事業の交付金に残額が生じているのを発見した場合は，速やかに補助金の交付決定を変更し，当該補助事業者に対し，差額の全部の返還を美浦村花いっぱい運動事業補助金返還命令書（様式第７号）により命ずるものとする。

（理由の提示）

第１４条　村長は，補助金の交付決定の取消し又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは，当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，村長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

様式第１号

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付申請書

年　　月　　日

美浦村長　　あて

申請者　住所（所在地）
団体名及び
代表者職氏名　　㊞
電　　話

補助金の交付を受けたいので，美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱の規定により，次のとおり申請します。

事業の名称	美浦村花いっぱい運動事業
経費総額	円
交付申請額	円
着手及び完了予定年月日	着手　　予定　　年　月　　日 完了　　予定　　年　月　　日
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 位置図及び配置図 (4) 施工前の写真 (5) その他村長が必要と認める書類

＊　申請は，一会計年度に一回です。

様式第２号

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

住所（所在地）
補助事業者　団体名及び
代表者職氏名　　様

美浦村長　　印

年　　月　　日付け申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので，美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱の規定により通知します。

事業の名称	美浦村花いっぱい運動事業
経費総額のうち補助の対象となる経費	円
交付決定額	円
交付条件	１　チャレンジいばらき県民運動主催の「花いっぱい運動定着化促進事業」へ応募すること。 ２　補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては，村長の承認を受けること。 ３　補助事業を中止し，又は廃止する場合においては，村長の承認を受けること。 ４　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに村長に報告して，その指示を受けること。

（注）上記の決定に対して異議があるときは，速やかに文書で申請の取下げをすること。

様式第３号

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付請求書

年　　月　　日

美浦村長　　あて

申請者　住所（所在地）
団体名及び
代表者職氏名　　㊞

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱の規定により，補助金の交付を次のとおり請求します。

事業の名称	美浦村花いっぱい運動事業
交付決定額	円
交付請求額	円
添付書類	１　補助金交付決定通知書の写し ２　その他村長が必要と認める書類

様式第４号

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付申請取下書

年　　月　　日

美浦村長　　あて

申請者　住所（所在地）
団体名及び
代表者職氏名　　㊞

年　　月　　日付けで申請した補助金の交付申請について以下の理由により取り下げます。

補助の名称	美浦村花いっぱい運動事業
交付決定額	円
交付済額	円
取下げ理由	

様式第５号

美浦村花いっぱい運動事業変更・中止・廃止申請書

年　　月　　日

美浦村長　　あて

申請者　住所（所在地）
団体名及び
代表者職氏名　　印

花いっぱいまちづくり事業を計画変更・中止・廃止したいので，美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱の規定により，次のとおり申請します。

事業の名称	美浦村花いっぱい運動事業
変更又は中止（廃止）の理由	
変更の場合 補助事業の内容	（変更前）
	（変更後）
変更又は中止（廃止）年月日	年　　月　　日（予定）
添付書類	１　事業計画書 ２　位置図及び配置図 ３　その他村長が必要と認める書類

様式第６号

美浦村花いっぱい運動事業実績報告書

年　　月　　日

美浦村長　　あて

申請者　住所（所在地）
団体名及び
代表者職氏名　　㊞

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱の規定により，補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

補助の名称	美浦村花いっぱい運動事業
着手年月日	年　　月　　日
完了年月日	年　　月　　日
交付決定額	円
補助対象経費精算額	円
添付書類	１　収支決算書 ２　領収書（内訳明細がわかるもの）またはレシート（写し不可） ３　施工後の写真 ４　その他村長が必要と認める書類

＊指定の期日までに提出してください。
＊領収書，レシートの原本について返却を希望される場合は，提出時にその旨を申告して下さい。確認後，返却いたします。

様式第７号

美浦村花いっぱい運動事業補助金返還命令書

年　　月　　日

住所（所在地）
補助事業者　団体名及び
代表者職氏名　　様

美浦村長　　印

美浦村花いっぱい運動事業補助金交付要綱の規定により，次のとおり補助金の返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還期限	年　月　日
返還を命ずる理由	
返還方法	
事業の名称	美浦村花いっぱい運動事業
交付決定額	年　月　日　交付　　円
交付済額	円

議案第１１号

第２次美浦村子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小松　正樹

第２次美浦村子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年第１５４号）第９条第２項の規定に基づく市町村子ども読書活動推進計画を策定するため、第２次美浦村子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第２次美浦村子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること。

(2) その他推進計画の策定上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、美浦村社会教育委員に関する条例（昭和４８年美浦村条例第５号）第２条に規定する社会教育委員及び美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和５７年美浦村条例第１０号）第４条に規定する公民館運営審議会の委員をもって組織する。

２　委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ美浦村社会教育委員会議運営規則（昭和６０年美浦村教育委員会規則第２号）第２条の規定による社会教育委員の会議の委員長及び副委員長をもって充てる。

（任期）

第４条　委員会の委員の任期は、推進計画の策定完了までの期間とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。
２　会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（意見の聴取）
第６条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この訓令は、令和８年４月１日から施行する。
（この訓令の失効）
２　この訓令は、第２条に規定する所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

議案第１２号

美浦村社会教育委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

記

美浦村社会教育委員に関する条例（昭和４８年美浦村条例第５号）第２条の規定に基づき、美浦村社会教育委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第１３号

美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

記

美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和５７年美浦村条例第１０号）第４条第１項の規定に基づき、公民館運営審議会委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第１４号

美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　小松　正樹

記

スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）第３１条及び美浦村スポーツ推進審議会条例（昭和３７年美浦村条例第９号）第２条の規定に基づき、美浦村スポーツ推進審議会委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第１５号

美浦村スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　小松　正樹

記

スポーツ基本法(平成２３年法律第７８号) 第３２条第１項の規定に基づき、スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第１６号

美浦村地域学校協働活動推進員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　小松　正樹

記

美浦村地域学校協働活動推進員設置要綱（令和８年美浦村教育委員会訓令第２３号）第３条の規定に基づき、美浦村地域学校協働活動推進員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第１７号

美浦村立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

美浦村立幼稚園管理規則（昭和４１年美浦村教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「３５人」を「３０人」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１７号　美浦村立幼稚園管理規則新旧対照表

現行	改正後（案）
（学級の編成） 第４条　幼稚園の学級は、園長が編成する。 ２　前項に規定する学級は、学年の始めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編成し、１学級の幼児数は３歳児学級は２０人以下とし、４歳児学級及び５歳児学級は３５人以下を原則とする。 ３　園長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、教育長の承認を得て、異なる年齢の幼児で編成することができるものとする。	（学級の編成） 第４条　幼稚園の学級は、園長が編成する。 ２　前項に規定する学級は、学年の始めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編成し、１学級の幼児数は３歳児学級は２０人以下とし、４歳児学級及び５歳児学級は３０人以下を原則とする。 ３　園長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、教育長の承認を得て、異なる年齢の幼児で編成することができるものとする。

議案第１８号

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

美浦村立幼稚園運営規程（平成２７年美浦村教育委員会訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「３５人」を「３０人」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１８号　美浦村立美浦幼稚園運営規程新旧対照表

現行	改正後（案）
（学級の編成・利用定員） 第８条　園児は、法第１９条第１号の子ども（保育を必要としない３歳以上児）とし、学級編成は、１学級の園児数は、３歳児学級は２０人以下とし、４歳児学級及び５歳児学級は３５人以下とする。 ２　（略）	（学級の編成・利用定員） 第８条　園児は、法第１９条第1号の子ども（保育を必要としない３歳以上児）とし、学級編成は、１学級の園児数は、３歳児学級は２０人以下とし、４歳児学級及び５歳児学級は３０人以下とする。 ２　（略）

議案第１９号

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立大谷保育所運営規程（平成２７年美浦村教育委員会訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第３号中「保育士１８人」を「保育士１６人」に改め、同条第５号中「生活介助員１人」を「生活介助員（必要に応じて配置）」に改め、同条第７号中「栄養士１人（外部委託：木原保育所と兼務）」を「栄養士１人（木原保育所と兼務）」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１９号　美浦村立大谷保育所運営規程新旧対照表

現　　行	改正後（案）
（職員の職種、員数及び職務の内容） 第５条　(1)及び(2)（略） (3) 保育士１８人 保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。 (4)（略） (5) 生活介助員１人 生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。 (6)（略） (7) 栄養士１人（外部委託：木原保育所と兼務） 栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。 (8)～(9)　　（略）	（職員の職種、員数及び職務の内容） 第５条　(1)及び(2)（略） (3) 保育士１６人 保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。 (4)(略) (5) 生活介助員（必要に応じて配置） 生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。 (6)（略） (7) 栄養士１人（木原保育所と兼務） 栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。 (8)～(9)　　（略）

議案第２０号

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　小松　正樹

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立木原保育所運営規程（平成２７年美浦村教育委員会訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第５条第５号中「生活介助員３人」を「生活介助員（必要に応じて配置）」に改め、同条第６号中「用務手１人」を「用務手１人（外部委託）」に改め、同条第７号中「栄養士１人（外部委託：大谷保育所と兼務）」を「栄養士１人（大谷保育所と兼務）」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２０号　美浦村立木原保育所運営規程新旧対照表

現　　行	改正後（案）
（職員の職種、員数及び職務の内容） 第５条　(1)及び(4)（略） (5) 生活介助員３人 生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。 (6) 用務手１人 用務手は、保育所の環境整備及び雑務を行う。 (7) 栄養士１人（外部委託：大谷保育所と兼務） 栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。 (8)～(9)　　（略）	（職員の職種、員数及び職務の内容） 第５条　(1)及び(4)（略） (5) 生活介助員（必要に応じて配置） 生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。 (6) 用務手１人（外部委託） 用務手は、保育所の環境整備及び雑務を行う。 (7) 栄養士１人（大谷保育所と兼務　　） 栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。 (8)～(9)　　（略）

報告第１号

令和７年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について

上記について別紙のとおり報告する。

令和８年３月２５日提出

美浦村教育委員会教育長　　小　松　正　樹

非公開案件